



島根県報

令和2年4月3日（金）

第 9 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県立美術館の使用料及び観覧料の徴収事務並びに使用料及び観覧料の還付金の支出事務の委託の解除	（文化国際課）	2
島根県立美術館の使用料及び観覧料の徴収事務並びに使用料及び観覧料の還付金の支出事務の委託	（ 〃 ）	2
島根県准看護師試験の実施に関する事務の委任	（医療政策課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（2件）	（高齢者福祉課）	3
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出	（ 〃 ）	3
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託の解除	（子ども・子育て支援課）	4
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託	（ 〃 ）	4
土地改良区の役員の退任の届出	（農村整備課）	5
土地改良区の合併の認可	（ 〃 ）	5
保安林予定森林（6件）	（森林整備課）	5
解除予定保安林	（ 〃 ）	8
保安林の指定（2件）	（ 〃 ）	8
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水産課）	9
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（ 〃 ）	10
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中小企業課）	10
補助金等交付規則第3条の規定によりしまねの建設担い手確保育成補助金の交付の対象等を定める告示	（土木総務課）	11

【公 告】

令和2年度島根県狩猟免許試験の実施	（農林水産総務課）	13
狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催	（ 〃 ）	15
公共測量の実施の変更	（技術管理課）	17
公共測量の終了	（ 〃 ）	17
都市計画変更の図書の縦覧	（都市計画課）	18

【特定調達公告】

令和2年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の実施	（道路維持課）	18
島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係る一般競争入札の落札者等	（病院局）	20

告 示

島根県告示第215号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項及び第56条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 委託した者の住所及び名称
松江市袖師町1番5号
株式会社SPSしまね
 - 2 委託した支払金等の種類及び事務の内容
島根県立美術館の使用料及び観覧料の徴収事務並びに使用料及び観覧料の還付金の支出事務
 - 3 委託の解除年月日
令和2年3月31日
-

島根県告示第216号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、同令第158条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 委託した者の住所及び名称
松江市袖師町1番5号
SPSしまねグループ（SPSしまね・レテック・セコム山陰共同事業体）
 - 2 委託した支払金等の種類及び事務の内容
島根県立美術館の使用料及び観覧料の徴収事務並びに使用料及び観覧料の還付金の支出事務
 - 3 委託の開始年月日
令和2年4月1日
-

島根県告示第217号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第27条第1項の規定により、准看護師試験の実施に関する事務を次の指定試験機関に行わせることとしたので、同法第27条の15第1号の規定により告示する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定試験機関の名称
一般財団法人日本准看護師推進センター
 - 2 主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地
東京都文京区本駒込二丁目28番16号 日本医師会館2階
-

3 行わせることとした試験事務の範囲

- (1) 試験問題の作成、印刷、輸送、保管及び管理
- (2) 答案の採点及びその結果の報告
- (3) その他試験の実施に関し必要な事務

4 試験事務を行わせることとした年月日

令和2年4月1日

島根県告示第218号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 おおつか福祉会	訪問リハビリテーション	介護老人保健施設 もくもく 訪問リハビリテーション	出雲市江田町278番地	令和2年4月1日
	介護予防訪問リハビリテーション	ション		

島根県告示第219号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人 徳祐会	訪問リハビリテーション	介護老人保健施設 サンホームみずほ	邑智郡邑南町高見821-1	令和2年4月1日
	介護予防訪問リハビリテーション			

島根県告示第220号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス又は当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 博愛	通所介護	岬町デイサービスセンター	隠岐郡隠岐の島町岬町中ノ津四、302番地	平成31年2月28日
医療法人社団 岡倉会	訪問看護	訪問看護ステーション	出雲市武志町734-1	平成31年3月31日

	予防訪問看護	てれさ		
有限会社 ケアサービス浜田	訪問介護	有限会社 ケアサービス浜田指定訪問介護事業所	浜田市港町209-5	平成31年3月31日
社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会	訪問介護	ヘルパーみすみ	浜田市三隅町向野田1880番地3	平成31年4月30日
株式会社 オープンハート	通所介護	デイサービスきたえる一む浜田西	浜田市熱田町1265-1	令和元年5月31日
社会福祉法人 旭豊福祉会	通所介護	あさひデイサービス	浜田市旭町今市616番地	令和元年6月1日
株式会社NSC	訪問介護	さくら・介護ステーション西出雲	出雲市西新町一丁目2453番地4	令和元年9月30日
社会福祉法人 暁ほほえみ福祉会	訪問看護	訪問看護ステーションつむぎ	益田市高津町イ2559-1	令和元年11月1日
	予防訪問看護			
有限会社 エムティサービス社	福祉用具貸与	有限会社 エムティサービス社	鹿足郡津和野町森村イ523番地2	令和元年12月31日
	特定福祉用具販売			
	介護予防福祉用具貸与			
	特定介護予防福祉用具販売			

島根県告示第221号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項及び第56条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸山達也

- 委託した者の住所及び名称
東京都千代田区麴町1-6-2
社会福祉法人日本保育協会
- 委託した支払金等の種類及び事務の内容
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務
- 委託の解除年月日
令和2年3月31日

島根県告示第222号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、同令第158条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 委託した者の住所及び名称
東京都千代田区麹町1-6-2
社会福祉法人日本保育協会
- 2 委託した支払金等の種類及び事務の内容
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務
- 3 委託の開始年月日
令和2年4月1日

島根県告示第223号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

出雲市伊野土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

秋国 透 出雲市美野町101

島根県告示第224号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、平田斐伊川以北土地改良区及び出雲市布崎土地改良区の合併について令和2年4月1日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 合併後存続し、定款を変更する土地改良区
平田斐伊川以北土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区
出雲市布崎土地改良区

島根県告示第225号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市坂本町字本谷731-1、731-2、731-10から731-15まで、字ホウツキ谷731-3、731-5から731-9まで、731-続4、字妙見山732-2、732-4から732-13まで
- 2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第226号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

益田市美都町久原1318-1、1324-1、1325-1、1326-2、1334から1336まで、1336-1、1339から1348まで、1340-1、1344-1、1344続1、1350から1362まで、1350続1、1355-1、1359-1、1361-1、1364から1366まで、1384、1385、1388、1401-2、1402、1402-1、2437、2437-1、2437-2、2440-2、2459、2459-1、2460-1から2460-3まで、2461、2462-1、2462-2、2463、2464、2465-1、2465-2、2466-1、2466-2、2467-1、2473-1、2473-2、2474から2478まで、2480-3、2481から2486まで、2482-1、2485-1、2497から2502まで、2498-1から2498-3まで、2499-1、2500-1、2501-1、2503内1、2503-2、2503内2、2503-3、2503-5、2503-6

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第227号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町川井1633-2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第228号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市三刀屋町殿河内1264

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第229号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町下田所1569-14、1569-15、1569-17、1569-19、1569-22、1569-25、1569-26、1569-31から1569-33まで、1569-40、1569-452、上田所1982-2

2 指定の目的

水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第230号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町布施1055-9

2 指定の目的

水源の涵養かん

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第231号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

松江市大海崎町字石場472-11

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第232号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をしますので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

松江市八雲町平原1409、1412、1421-1、八雲町熊野5932-1、5932-5、6286-35

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第233号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をしますので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

益田市美都町丸茂361、362、2393、2646、2868、2869

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第234号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

湖陵町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第235号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成28年島根県告示第205号による保険に付すべき義務は、令和2年3月21日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

海士町加入区

島根県告示第236号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや三刀屋店 島根県雲南市三刀屋町三刀屋73-5

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

有限会社エムランド 代表取締役 梅木 秀昭 島根県雲南市三刀屋町三刀屋122-1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
東洋食品 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	
(株) ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	広島県広島市西区井口明神1-1-10	村上 正一	令和2年1月31日 退店
野々内 香織	島根県松江市八雲台2-1-32	—	
(有) ふくま生花店	島根県雲南市木次町木次14	福間 龍二	
(株) ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	
(株) 武田や	福岡県北九州市小倉南区南方2-1-34	武田 弘治	
吉岡 幸浩	島根県雲南市三刀屋町三刀屋1088	—	
(有) 貴光	島根県雲南市木次町里方30-2	錦織 敏昭	

(変更後)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	

東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	
(株)セリア	岐阜県大垣市外濠二丁目38番地	河合 映治	令和2年3月19日 入店
野々内 香織	島根県松江市八雲台2-1-32	—	
(有)ふくま生花店	島根県雲南市木次町木次14	福間 龍二	
(株)ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	
(株)武田や	福岡県北九州市小倉南区南方2-1-34	武田 弘治	
吉岡 幸浩	島根県雲南市三刀屋町三刀屋1088	—	
(有)貴光	島根県雲南市木次町里方30-2	錦織 敏昭	

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和2年3月23日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業観光部商工振興課(雲南市木次町里方521番地1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第237号

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)第3条の規定により、しまねの建設担い手確保育成補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定によりしまねの建設担い手確保育成補助金の交付の対象等を定める告示(平成31年島根県告示第222号)は、廃止する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸山達也

1 補助金等の名称

しまねの建設担い手確保育成補助金

2 交付の目的

建設業者等が担い手確保・育成のために行う取組を総合的に支援し、もって建設産業の経営基盤強化と雇用創出に資することを目的とする。

3 事業名、対象事業の内容、交付の対象者、補助対象経費並びに交付の率及び限度額

事業名	対象事業の内容	交付の対象者	補助対象経費	交付の率及び限度額
情報発信事業	合同企業説明会、現場見学会、講習会、体験学習及びインターンシップ事業（厚生労働省の人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））（以下「助成金」という。）を受給して実施する事業に限る。）	県内の建設産業団体（県内の建設業協会及び専門工事業団体をいう。以下同じ。）	委員謝金、講師謝金、アルバイト等の賃金、旅費、バス等借上料、施設借上料、機械器具等借上料、教材費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費、広報費、傷害保険料、その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の4分の1以内で、かつ、100万円以内の額とする。
技能向上事業	若年労働者の処遇改善を目的として開催する資格取得講習会、入職内定者への教育訓練及び新規入職者への研修会（厚生労働省の助成金を受給して実施する事業に限る。）	県内の建設産業団体	委員謝金、講師謝金、アルバイト等の賃金、旅費、バス等借上料、施設借上料、機械器具等借上料、教材費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費、傷害保険料、その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の4分の1以内で、かつ、50万円以内の額とする。
「もっと女性が活躍できる建設業」協働推進事業	建設産業への女性の入職促進や就労継続、家庭との両立に向けた活動等	県内の建設産業団体並びに島根県内の建設産業及び建設関連産業で働く女性技術者・女性技能者等で構成される団体	専門家謝金、アルバイト等の賃金、旅費、研修会等参加費、バス等借上料、施設借上料、調査・研究等委託費、印刷製本費、広報費、通信運搬費、会議費、消耗品費、その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の3分の2以内（当補助金以外の収入と補助対象経費の3分の2の合計が補助対象経費の総額を超過する場合は、その超過分を補助対象経費の3分の2に相当する額から控除した額以内）で、かつ、300万円以内の額とする。
建設人材確保対策事業	高齢者・障がい者・外国人（在留資格が技術・人文知識・国際業務、特定活動及び特定技能である者に限る。）の雇用によって人材を確保するために行う調査・研修会・相談会の実施及び研修会への派遣等の取組（採用面接、就職媒体への掲載、募集・採用に係る広報物の作成、就職説明会等の通常の採用活動を除く。）	県内の建設産業団体及び県内に主たる営業所を有する建設業者	専門家謝金、旅費、会議費、研修会等参加費、バス等借上料、施設借上料、調査・研究等委託費、印刷製本費、広報費、通信運搬費、消耗品費、建設特定技能受入計画作成費、在留資格申請費、人材紹介費、通訳費、その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の2分の1以内で、かつ、100万円以内（建設業者は20万円以内）の額とする。
建設産業入職促進	建設産業への理解を促進するとともに産業としての魅力を伝	県内の建設産業団体	専門家謝金、アルバイト等の賃金、旅費、製作委託料（PR動	補助対象経費の2分の1以内で、かつ、

広報事業	え、若年者や女性の入職促進を目的として作成するPR用ポスター・冊子、デジタル動画等の作成及び広報媒体への掲載等		画作成等に係るものに限る。)、バス等借上料、施設等借上料、機械器具等借上料、印刷製本費、広報費、通信運搬費、消耗品費その他知事が必要と認める経費	100万円以内の額とする。
ICT等建設産業生産性向上事業	ICT等建設産業生産性向上事業実施要領に基づき実施する、建設現場における生産性の向上に資する機器等の導入	県内に主たる営業所を有する建設業者	機械設備・ソフトウェア等の導入費（リースの場合は、解約不可かつリース料総額の現在価値がリース物件購入金額の90%以上であるものに限る。）	補助対象経費の3分の1以内で、かつ、100万円以内の額とする。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第1項の規定により、令和2年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護管理に関する知識	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護管理に関する知識及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
網猟免許	1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。

	3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いなくて装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いなくて装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	試験を実施する免許の種類	所在地及び会場名	対象区域
6月13日（土）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
6月17日（水）	午前9時30分～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	県内全域
6月21日（日）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	県内全域
6月28日（日）	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域
7月5日（日）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	県内全域
7月11日（土）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	県内全域
7月19日（日）	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	松江市内中原町52 島根県職員会館	県内全域
7月31日（金）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	大田市波根町970-1 島根県立農林大学校	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の

許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	2,900円
	(2) (1)以外の免許	3,900円
2 1以外の者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	3,900円
	(2) (1)以外の免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部農林水産総務課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興普及第二課に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書し、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部農林水産総務課鳥獣対策室
(電話0852-22-5160)

6 その他

- (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。
- (2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部農林水産総務課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興普及第二課にすること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条において準用する同令第51条第2項の規定により公告する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

2 講習科目及び時間

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化関連法令に関する事項	3時間以上
鳥獣の保護及び管理に関する事項	
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

3 適性検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
6月5日(金)	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市
6月11日(木)	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市
6月12日(金)	午前9時～	鹿足郡津和野町後田口66 津和野町コミュニティセンター	津和野町
6月12日(金)	午後1時30分～	鹿足郡吉賀町柿木村柿木500-1 吉賀町役場柿木分庁舎	吉賀町
6月16日(火)	午後1時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市(吉田町、掛合町)、奥出雲町、飯南町
6月17日(水)	午前9時～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市(大東町、加茂町、木次町、三刀屋町)
6月18日(木)	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市、津和野町、吉賀町
6月29日(月)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市
6月30日(火)	午前9時～	大田市大田町大田口1111 大田市役所	大田市
7月1日(水)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	川本町、美郷町
7月2日(木)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	邑南町
7月6日(月)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	江津市、旧浜田市東部
7月7日(火)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	江津市桜江町、浜田市旭町
7月13日(月)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市
7月16日(木)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(金城町、三隅町)
7月17日(金)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市弥栄町、旧浜田市西部
7月22日(水)	午前9時30分～	隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村
8月28日(金)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許更新申請方法等

(1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)1枚を添えて申請

すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。）

(3) 狩猟免許更新申請書提出期限

東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書し、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

(4) 申請書の提出先

住所地为管轄する東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に申請すること。

令和元年11月22日付け島根県報第58号で公告した公共測量の実施について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から作業期間の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

（変更前）令和元年11月11日から令和2年3月31日まで

（変更後）令和元年11月11日から令和2年6月30日まで

3 作業地域

松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、飯石郡飯南町、邑智郡美郷町及び鹿足郡津和野町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和2年3月19日に終了した旨浜田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

2 作業期間

令和元年8月5日から令和2年3月19日まで

3 作業地域

浜田市地内

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 都市計画の種類

川本都市計画ごみ処理場

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名、数量及び配車先

除雪トラック（7 t 級、4×4） 1 台 益田県土整備事務所津和野土木事業所

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年1月29日（金）

(4) 納入場所

配車先の事業所長が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(4)産業機器」又は大分類「5

車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

また、入札書に記載する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含めないこと。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和2年4月8日（水）午後4時までに、島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出した申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和2年4月13日（月）午前9時から同月14日（火）午後4時まで

- (2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

令和2年4月14日（火）午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年4月15日（水）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和2年4月8日（水）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

- (1) 交付期間

本公告の日から令和2年4月8日（水）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

令和2年4月14日（火）正午までに島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に必着とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（土木部道路維持課道路管理グループ）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Snow removing truck 7 ton class : 1

(2) Bid tendering date and time : from 9 : 00 a.m., April 13, 2020 to 4 : 00 p.m., April 14, 2020

(3) Contact point for the notice : Road Maintenance Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6046

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第

9条の規定により公告する。

令和2年4月3日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

1 物品名、規格及び予定数量

灯油 J I S 1 号 590キロリットル

内訳 島根県立中央病院 252キロリットル

島根県立こころの医療センター 338キロリットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部施設管理課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和2年3月25日

4 落札者の氏名及び住所

朝日エナジー有限公司 代表取締役 白石 邦宏 愛媛県今治市古谷甲548番地1

5 落札金額

灯油1キロリットル当たり 43,980円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和2年2月7日